## 猪名川町障害者活躍推進計画

機関名	猪名川町
任命権者	猪名川町長
計画期間	令和2年4月1日~令和7年3月31日(5年間)
猪名川町におけ	猪名川町においては、令和元年障害者任免状況通報による実雇用率
る障害者雇用に	は、3.02%と法定雇用率を達成していたが、その後に障害者の離職が
関する課題	あったため法定雇用率を下回る見込みであり、計画的な採用を行う必
	要がある。
	計画期間の終期までに法定雇用率の達成はもちろんのこと、雇用し
	た障害者である職員の活躍のためには、同一の職場に長期に定着する
	だけでなく、その障害特性や個性に応じた能力を最大限に発揮できる
	よう、職種や業務内容の拡充など、更なる体制整備や各種取組を進め
	ることが必要である。
目標	
①採用に関する	(各年度) 実雇用率が当該年6月1日時点の法定雇用率以上
目標	(評価方法)毎年の任免状況通報により把握・進捗管理
②定着に関する	不本意な離職者を極力生じさせない
目標	(評価方法) 毎年の任免状況通報のタイミングで、定着状況を把握・進
	<b>捗</b> 管理
取組内容	
①障害者の活躍	〇障害者雇用推進者として総務課長を選任する。
	○   日日在川田連日として100切除民と送にする。
を推進する体制	○障害者である職員の相談窓口を総務課に設置し、相談者の意向を踏
を推進する体制	〇障害者である職員の相談窓口を総務課に設置し、相談者の意向を踏
を推進する体制	〇障害者である職員の相談窓口を総務課に設置し、相談者の意向を踏まえ、必要に応じて産業医、所属長等との連携を図る。
を推進する体制整備	〇障害者である職員の相談窓口を総務課に設置し、相談者の意向を踏まえ、必要に応じて産業医、所属長等との連携を図る。 〇担当者に関連する研修を受講させる。
を推進する体制 整備 ②障害者の活躍	<ul><li>○障害者である職員の相談窓口を総務課に設置し、相談者の意向を踏まえ、必要に応じて産業医、所属長等との連携を図る。</li><li>○担当者に関連する研修を受講させる。</li><li>○現に勤務する障害者や今後採用する障害者の能力や希望も踏まえ、</li></ul>
を推進する体制 整備 ②障害者の活躍 の基本となる職	<ul><li>○障害者である職員の相談窓口を総務課に設置し、相談者の意向を踏まえ、必要に応じて産業医、所属長等との連携を図る。</li><li>○担当者に関連する研修を受講させる。</li><li>○現に勤務する障害者や今後採用する障害者の能力や希望も踏まえ、職務の選定及び創出について検討を行う。</li></ul>
を推進する体制 整備 ②障害者の活躍 の基本となる職	<ul> <li>○障害者である職員の相談窓口を総務課に設置し、相談者の意向を踏まえ、必要に応じて産業医、所属長等との連携を図る。</li> <li>○担当者に関連する研修を受講させる。</li> <li>○現に勤務する障害者や今後採用する障害者の能力や希望も踏まえ、職務の選定及び創出について検討を行う。</li> <li>○所属長との人事評価面談を行う際、業務の状況などを確認し、必要</li> </ul>
を推進する体制 整備 ②障害者の活躍 の基本となる職 務の選定・創出	<ul> <li>○障害者である職員の相談窓口を総務課に設置し、相談者の意向を踏まえ、必要に応じて産業医、所属長等との連携を図る。</li> <li>○担当者に関連する研修を受講させる。</li> <li>○現に勤務する障害者や今後採用する障害者の能力や希望も踏まえ、職務の選定及び創出について検討を行う。</li> <li>○所属長との人事評価面談を行う際、業務の状況などを確認し、必要に応じて検討を行う。</li> </ul>
を推進する体制 整備 ②障害者の活躍 の基本となる職 務の選定・創出 ③障害者の活躍	<ul> <li>○障害者である職員の相談窓口を総務課に設置し、相談者の意向を踏まえ、必要に応じて産業医、所属長等との連携を図る。</li> <li>○担当者に関連する研修を受講させる。</li> <li>○現に勤務する障害者や今後採用する障害者の能力や希望も踏まえ、職務の選定及び創出について検討を行う。</li> <li>○所属長との人事評価面談を行う際、業務の状況などを確認し、必要に応じて検討を行う。</li> <li>○基礎的環境整備として、エレベーター、多目的トイレは設置済であるが、障害者の要望を踏まえ、環境整備を検討する。</li> </ul>
を推進する体制整備 ②障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出 ③障害者の活躍を推進するため	<ul> <li>○障害者である職員の相談窓口を総務課に設置し、相談者の意向を踏まえ、必要に応じて産業医、所属長等との連携を図る。</li> <li>○担当者に関連する研修を受講させる。</li> <li>○現に勤務する障害者や今後採用する障害者の能力や希望も踏まえ、職務の選定及び創出について検討を行う。</li> <li>○所属長との人事評価面談を行う際、業務の状況などを確認し、必要に応じて検討を行う。</li> <li>○基礎的環境整備として、エレベーター、多目的トイレは設置済であるが、障害者の要望を踏まえ、環境整備を検討する。</li> </ul>
を推進する体制整備 ②障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出 ③障害者の活躍を推進するための環境整備・人	<ul> <li>○障害者である職員の相談窓口を総務課に設置し、相談者の意向を踏まえ、必要に応じて産業医、所属長等との連携を図る。</li> <li>○担当者に関連する研修を受講させる。</li> <li>○現に勤務する障害者や今後採用する障害者の能力や希望も踏まえ、職務の選定及び創出について検討を行う。</li> <li>○所属長との人事評価面談を行う際、業務の状況などを確認し、必要に応じて検討を行う。</li> <li>○基礎的環境整備として、エレベーター、多目的トイレは設置済であるが、障害者の要望を踏まえ、環境整備を検討する。</li> <li>○新規に採用した障害者については定期的に面談により必要な配慮等</li> </ul>

・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 •「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられる こと」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。 ○各種休暇の利用を促進する。 〇本人の希望等も踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練など を受講しやすい体制とする。 〇必要に応じて面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。 〇中途障害者(在職中に疾病・事故等により障害者となった者をいう。) について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備 等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行う。 ○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する 4その他 法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の 場の拡大を推進する。